

**庄内町立谷沢川流域活性化センター
6次産業化共同利用加工場利用者組織**

タチラボシェフの基本的な決まりごと

タチラボシェフ事務局

(2019年4月現在)

＝ タチラボシェフに加入される皆さまへ ～よろしくお願ひ申し上げます～ ＝
タチラボ共同利用加工場は、多くの方が利用される加工場です。安全に円滑に運営していくためには、利用者の皆さま一人ひとりがルールを守り、衛生事故等を起こさない対応を徹底していくことが大変重要です。ご利用に際し、まずは下記の決まりごとをお守りいただきます。

【加入手続】

① 「タチラボシェフ」加入申込書の提出

庄内町役場より送付される、「庄内町立谷沢川流域活性化センター6次産業化共同利用加工場利用者組織タチラボシェフへの加入申込書」に必要事項を記入していただき、初回ご利用時までにタチラボシェフ事務局にご提出ください。

② 「入会金」「年会費」のお支払い

加工場利用にあたり、「入会金」と「年会費」を、①の加入申込書を提出していただいたときあるいは、加入申込書を提出された月の月末までにお支払いしていただきます。次年度以降の年会費のお支払いにつきましては、随時、事務局からご連絡させていただきます。

＝お支払い金額＝

※ワークラッセ会員の方は、入会金半額です。

	入会金(初年度のみ)	年会費(年1回)
個人	¥3,000-	1人当たり ¥500-
団体	¥10,000-	1人当たり ¥500-

例1:個人(1人)の場合

入会金(3,000円)＋年会費(500円×1人)＝3,500円

例2:団体(4人グループ)の場合

入会金(10,000円)＋年会費(500円×4人)＝12,000円

＝お支払い方法＝

1. 現金支払

タチラボ事務局またはワークラッセ事務局(余目駅前新産業創造館クラッセ内)までお持ちください。受取書(領収書)を発行いたします。

2. お振込み

下記口座へのお振込をお願いいたします。 ※振込手数料は個人負担になります。

庄内たがわ農業協同組合 新余目支所

金融機関番号 4013 店舗番号 025

口座番号 0039390

口座名 タチラボシェフ

【利用申込】

原則 加工場の利用申込は、利用希望日の7日前までに申込をお願いいたします。

＝申込方法＝

直接申込(タチラボ又はクラッセに行く)、または電話申込、またはFAX申込

＝申込受付＝

直接・電話・FAX申込 ⇒ 平日 8:30～17:15

タチラボ事務局(電話)	0234-43-8382
タチラボ事務局(FAX)	0234-43-1868
ワークラッセ事務局(電話)	0234-42-3266
ワークラッセ事務局(FAX)	0234-43-6422

＝申込内容＝

利用日時／利用する部屋・機材／氏名／連絡先／製造されるものをお伝えください。

※1 利用日時が重複した場合は、受付順を基本とします。

※2 キャンセルされる場合は、必ずご連絡ください。

できましたら、3 日前までのご連絡をお願いいたします。

【服装】

異物混入や事故防止のために、下記の3点を必ずご準備ください。

加工場用専用の清潔なものを着用願います。お着替えは更衣室でお願いいたします。

1. 帽子又は紙キャップ ⇒ 三角巾、バンダナ等の髪の毛が出るものは不可。
2. 白衣又は割烹着 ⇒ エプロン等の洋服や肌が出るものは不可。
3. 安全靴 ⇒ サンダル等の脱げやすいものや足全体が隠れないものは不可。

【持ち物】

・ごみ袋: 生ごみ、ビニール手袋、トレー等は、全て各自でお持ち帰りいただきます。

・包装備品: レトルト袋やビン缶等の資材は各自でご準備ください。

また、事務局でも資材の在庫を確保しております。購入の際は定価で販売させていただきますので、事務局にお声がけください。

・調理器具: 最低限の調理器具を準備しておりますが、必要に応じて各自ご持参ください。

・消耗品: ビニール手袋、マスク等をご準備ください。

※加工場共有物

台フキン、食器用フキン、雑巾、スポンジ、たわし、洗剤類、キッチンペーパー、ラップ、ヘアキャップほか

【原材料】

食材は下処理されたものをご準備ください。

(例: 山菜やきのこ等の泥を落とす、皮やスジをむく、虫抜きをしたもの等)

可能な限り、清川立谷沢地区の農林水産物をご使用いただければと思います。

事務局もサポートいたします。

【提出書類】

加工場利用開始から終了までに提出していただく書類になります。

随時、事務局から直接お渡しいたしますので、ご記入をお願いいたします。

① 加工場利用申込書(利用者全員)

:加工場利用者は利用当日までに必ず提出してください。

② 加工場製品販売届出書

:タチラボ加工場で作った製品を販売される方は、販売される製品を1つ事務局に預けてください。(現品提出は初回のみ)

事務局でも保管させていただきます。

現品に添付する食品表示シールを必ず添付してください。

③ 加工場利用日報(利用者全員)

:加工場利用後に事務局に提出してください。

④ 加工場製品販売実績報告

:上半期(4/1~9/30)と下半期(10/1~3/31)の販売実績(最大年2回の提出)を報告していただきます。

⑤ 加工場保管庫使用届出書

:加工場内の冷蔵冷凍庫、原料保管庫を使用される際に提出してください。

保管期間は原則として10日間とし、液漏れや臭い漏れがないように梱包してください。

⑥ 加工場利用前後の衛生チェック表(利用者全員)

:加工場利用前に項目にチェックをし提出、加工場利用後も項目にチェックをし、提出してください。

⑦ レトルト日報

:達人釜(レトルト釜)を使用された方に提出していただきます。

殺菌時間等が記載されたシートが印刷されるので、そちらを貼付して提出してください。

【利用時間】

加工場利用時間は、午前9時から午後9時までです。

ただし、必要によっては利用時間を変更することがございます。

【休館日】

加工場休館日は、12/29～翌年 1/3 までです。

ただし、必要によっては臨時に開館し、又は休館することがございます。

【使用料】

＝使用料金＝

加工場の使用料は 1 時間当たり 500 円となっています。

利用時間が 1 時間に満たないときは、これを 1 時間に切り上げて計算します。

利用時間は、作業時間、清掃、後片付け、全てを含めた時間です。

予約時間を超過した場合も、その分の使用料をお支払いいただきます。

＝お支払い方法＝

使用料の納付書が庄内町役場から届きます。

毎月末日までに前月分の使用料を納付していただきます。

詳細は納付書をご覧ください。

【保険加入】

6 次産業化共同利用加工場利用者組織タチラボシェフは、PL保険に加入しています。

＝加入保険＝

スーパーあんしんフード君（総合食品賠償共済）

＝共済期間＝

2018 年 10 月 1 日から 1 年間（毎年更新）

＝補償概要＝

- ① 生産物リスク：提供した飲食物に起因する事故
- ② 業務・施設リスク：業務中・施設の管理不備・漏水による事故
- ③ 受託物リスク：受託物・携行品に関する事故
- ④ 休業リスク（食中毒・特定感染症利益補償特約）
- ⑤ 傷害リスク（業務災害補償保険）：補償対象者の業務中・通勤中のケガ、業務中の熱中症
その他：お詫び広告等、事故調査のための費用等、治療費・見舞金等、裁判費用等、消毒費用、設備交換費用等、リコール費用、お客様代金弁償等、人格権侵害・広告宣伝活動による権利侵害

＝共済金、保険金の請求に必要な書類＝

製品の販売先とロット数が分かる書類

:個人で管理状況が分かるようにしてください。事故が発生した際の回収や購入商品の確認
で必要になります。

食品表示ラベル

:事務局で管理をしていますが、個人でも管理、把握をお願いいたします。

その他

:事故が起きた際に、相手側の入院や治療等の診断書や交通費、領収書などの書類が必要
になります。こちらは事故発生時に準備をするものになります。

詳しくは、スーパーあんしんフード君で検索ください。また、タチラボ事務局にパンフレットが
ございますのでお声がけください。(持出不可)

【資格の取得】

タチラボシェフ会員の皆さまには、食品衛生責任者を取得していただきたいと思っていま
す。講習では、食中毒の危険性や加工場内の衛生管理等を勉強します。食品加工に携わ
る皆さまにはぜひ取得していただきたい資格です。一人ひとりが生産者であるという自覚や
意識が強くなると思いますので、よろしくお願いたします。

(第14条 食品衛生責任者の資格については、原則として本組織入会后1年以内に取得するも
のとする。ただし、調理師免許その他食品衛生責任者の資格に代わる資格を有している場合は
除く。 —タチラボシェフ規約より)

■食品衛生責任者養成講習会

講習内容:衛生法規、公衆衛生学、食品衛生学

受講料:5000円(テキスト代込み)

開催日時:2019.7.2(火) 酒田市総合文化センター

2019.9.11(水) 出羽庄内国際村

2019.12.5(木) 酒田市総合文化センター

2020.2.18(火) 出羽庄内国際村

その他山形県内で開催しています。詳しくは山形県食品衛生協会のHPをご覧くださいか、タ
チラボシェフ事務局へお問い合わせください。

□タチラボシェフ事務局

庄内町立谷沢川流域活性化センター(タチラボ)

TEL:0234-43-8382

FAX:0234-43-1868

